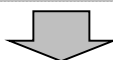


Ⅶ 特別支援学級への入学・転学
・退学に関する就学事務について

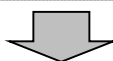
1 入学時に特別支援学級に入級する場合、または、児童生徒が年度替わりに特別支援学級に入級する場合

※小・中学校等における特別支援学級の設置及び入級に関することは、「高知県公立小学校・中学校及び義務教育学校特別支援学級設置要項」（参考資料2を参照）に示されており、それに基づいた手続となります。

① 市町村等教育委員会は、保護者に対して多様な教育の場についての情報提供を行う。



② 市町村等教育委員会における教育支援委員会に向けて、保護者・本人の意向、就学時健康診断の情報、医師の情報、教育相談（教育からの情報）の情報、幼稚園・保育所等の情報など、できるだけ多くの情報収集を行う。



③ 市町村等教育委員会は、教育支援委員会を開催し、適切な学びの場についての審議を行う。



④ 市町村等教育委員会は、これまで収集した情報及び教育支援委員会の審議結果をもとに、適切な学びの場について、保護者と合意形成を図る。



⑤ 市町村等教育委員会は、特別支援学級編制計画書を作成し、高知県教育委員会に提出する。

就学の前年度の10月末日までの提出を厳守！！



⑥ 特別支援学級編制計画書の確認終了後、市町村等教育委員会は、保護者に入学通知を行う。

就学の年度の1月末日までに通知



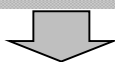
⑦ 市町村等教育委員会は、特別支援学級編制届を作成し、高知県教育委員会に提出する。

当該年度の4月15日までに提出

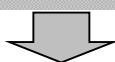
2 児童生徒が年度途中で特別支援学級へ入級する場合

※年度途中に入級が可能になるのは、その学校に対象の障害の特別支援学級が年度当初から設置されている場合になります。

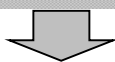
① 保護者は、学校及び市町村等教育委員会に対して入級希望の意志を伝える。



② 学校及び市町村等教育委員会は、保護者に対して多様な学びの場についての情報提供を行う。



③ 市町村等教育委員会における教育支援委員会（就学指導委員会）に向けて、保護者・本人の意向、就学時健康診断の情報、医師の情報、教育相談（教育からの情報）の情報、幼稚園・保育所等の情報など、できるだけ多くの情報収集を行う。



④ 市町村等教育委員会は、教育支援委員会から、適切な学びの場について意見を聴取する。



⑤ 市町村等教育委員会は、これまで収集した情報及び教育支援委員会の意見をもとに、適切な学びの場について、保護者と合意形成を図る。



⑥ 市町村等教育委員会は、高知県教育委員会に「高知県公立小学校・中学校及び義務教育学校特別支援学級設置要項」による第2号様式の4及び第4号様式の2を作成し、提出する。



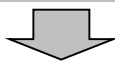
⑦ 県教育委員会は提出資料を確認し、入級の通知を市町村等教育委員会に送付する。



⑧ 市町村等教育委員会は、保護者及び学校に対して特別支援学級への入級を通知し、学齢簿に記載する。

3 児童生徒が年度途中で特別支援学級から通常の学級へもどる場合

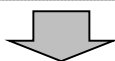
① 保護者は、学校及び市町村等教育委員会に対して意志を伝える。



② 市町村等教育委員会は、県教育委員会に情報提供し、「高知県公立小学校・中学校及び義務教育学校特別支援学級設置要項」による第4号様式の2を作成し提出する。



③ 県教育委員会は提出資料を確認し、確認済み各市町村等教育委員会に連絡する。



④ 市町村等教育委員会は、保護者及び学校に対して通知し、学齢簿に記載する。

特別支援学級編制計画書

第 1 号様式～第 6 号様式

年度特別支援学級編制計画書

教育委員会

1 特別支援学級を編制しようとする学校

1 No.	2 学 校 名	3 全校児童 生徒数	4 特別支援学級 児童生徒数	5 特別支援学級 入級率(4/3)	6 編 制 予 定 特別支援学級数	7 前年度設置 特別支援学級数	8 備 考
				%			
合計			人		学級	学級	

◎ 前年度設置特別支援学級数は、本計画書の年度の前年度の数を記入する。

2 市町村の特別支援教育推進計画及びその方針（予算措置を含む。）

3 障害の種類、程度の判断及び教育支援の充実に関する組織及び活動状況

4 その他参考となる事項

第2号様式の1 (第17条関係)

年度特別支援学級編制計画書

学校名 立 学校
 学校長名

特別支援学級編制の概要

障害種別	学級の名称	学年別児童生徒数							既・新、 増設の別	備考
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		

◎ 障害種別は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかを記入する。

障害種別		学級の名称 (含予定)	
------	--	----------------	--

1 学校長の特別支援学級経営方針

① 特別支援学級設置の方針 (学校経営における特別支援学級の位置づけ)

② 特別支援学級設置の目的 (特別支援学級にどのような教育効果を期待するか)

③ 特別支援学級に対する配慮 (教員の共通理解、通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習、地域社会の理解、啓発及び協力体制の確立等)

④ 指導の方針 (児童生徒の実態に即し、特に重点とする事項)

2 教育課程の概要

① 教育課程編成の方針

② 授業時数等（週当たりの時数、1単位時間は 分）

指導形態 担当区分		各教科等を 合わせた指導 によるもの				教科等別の指導によるもの										自立活動	総合的な学習の時間	計
特別支援 学級で課 する授業	特別支援学級 担任が担当																	
	特別支援学級担任 以外の教員が担当																	
通常の学 級で課す る授業	特別支援学級 担任が付き添う																	
	特別支援学級担任 が付き添わない																	

③ 教科用図書に関する配慮

④ 日課表（年間の標準について、朝礼、掃除、給食等を含めて記入すること。）

時刻 曜										
月										
火										
水										
木										
金										

2 教育課程の概要

① 教育課程編成の方針

② 授業時数等 (週当たりの時数、1 単位時間は 分)

指導形態 担当区分		教科等別の指導によるもの													自立活動	総合的な学習の時間	計
特別支援学級で課する授業	特別支援学級担任が担当																
	特別支援学級担任以外の教員が担当																
通常の学級で課する授業	特別支援学級担任が付き添う																
	特別支援学級担任が付き添わない																

③ 教科用図書に関する配慮

④ 日課表 (年間の標準について、朝礼、掃除、給食等を含めて記入すること。)

時刻 曜																
月																
火																
水																
木																
金																

障 害 種 別		学級の名称(含予定)
---------	--	------------

No.	学年	氏 名	年齢	性別	障 害 の 状 況 併せ有する障害	特別支援学級入級 年月日 (含予定)	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

① 2以上の学級を編制しようとする場合は、学級の障害種別ごとに別葉とする。

② 低学年から順に記入する。

③ 学年、年齢等は編制する年度当初の見込とする。

④ 新しく特別支援学級に編制しようとする者、又は過年度の編制計画以後に入級した者については第2号様式の4による児童生徒調査書を添付すること。(※注 設置要項第18条第2項参照)

⑤ 併せ有する障害は、肢体不自由、病弱・身体虚弱、視覚障害、聴覚障害、言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかを記入する。

⑥ その他特記事項は、必ず記入する必要はなく、併せ有する障害に関する診断名など必要に応じて記入する。(例 未熟児網膜症、感音性難聴、ADHD、アスペルガー症候群など)

第2号様式の4（第17条、第18条関係）

㊫ 特別支援学級編制対象児童生徒調査書

教育委員会名

学 校 名

学校

作成年月日	年 月 日		作成者 職名・氏名								
児童生徒	氏 名				生年月日	年 月 日			性 別		
	現住所					保護者名					
教育対応 (含予定) ※ 該当学年にレをつける	学 校 種 別	小 学 校					中 学 校				
	学 年	1	2	3	4	5	6	1	2	3	
	特別支援学級在級学年										
就学猶予、免除の記録					学校教育法施行令 第22条の3 ※ 該当者は○をつける						
障 害 の 種 類											
標準検査 の 記 録	種別	名 称	結 果			検査年月日		検査実施機関等			
障 害 と 関 係 が あ る と み ら れ る 生 育 歴 、 相 談 歴 等											
学 習 の 状 況											

<p>行動の特徴など</p>	
<p>特別支援学級入級に対する保護者の意向</p>	
<p>教育支援委員会における審議・判断</p>	
<p>教育委員会としての特別支援学級入級に関する総合所見</p>	

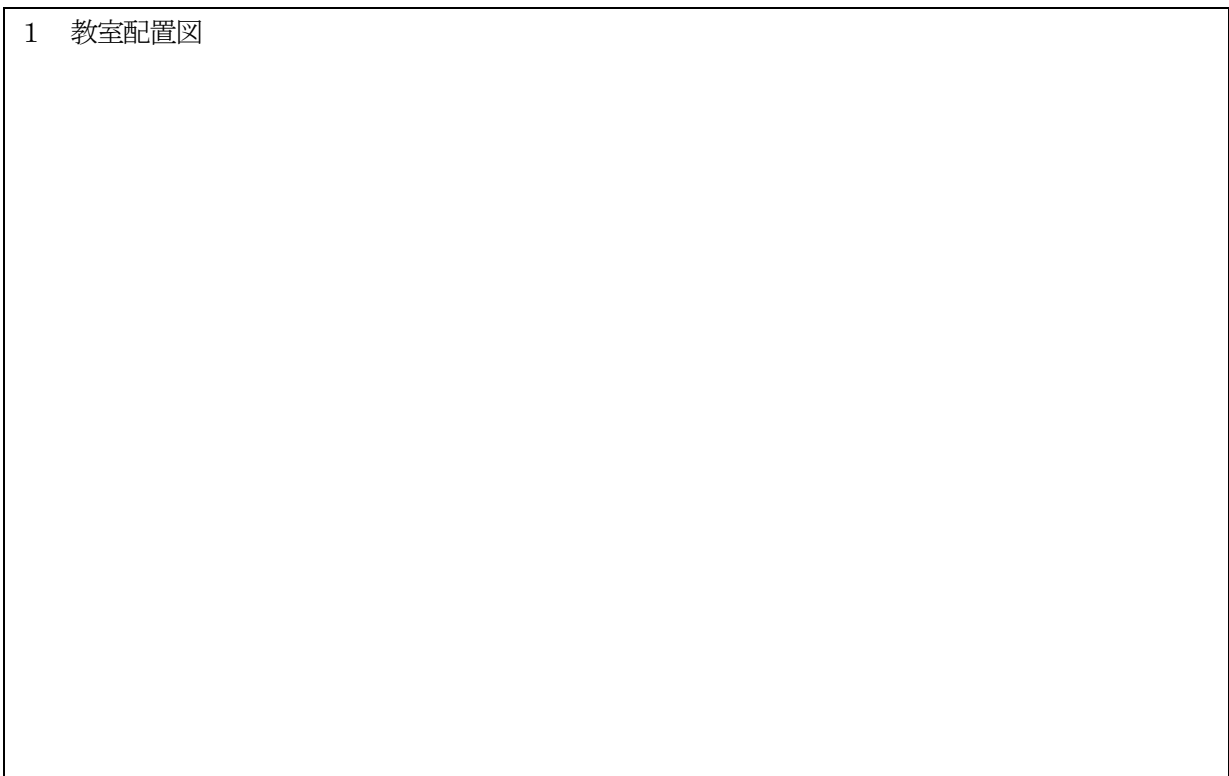
<作成上の留意点>

- ◎ 公的な教育機関（県立特別支援学校、市町村（学校組合）の教育相談機関等）の教育相談の結果に基づき、市町村（学校組合）教育委員会の責任のもと、新たに当該学校の特別支援学級に入級を予定する児童生徒、また、既に特別支援学級に入級していたものが、状況の変化等により異なる障害種別の特別支援学級に入級を予定する児童生徒一人一人について作成すること。
- ◎ 医療機関の診断書等は必要に応じて参考資料として添付してもよい。
- ◎ 特別支援学級在級学年欄には、該当欄にレ印を記入すること。
- ◎ 学校教育法施行令第22条の3の欄には、該当者のみ○印を記入すること。
- ◎ 障害の種類が知的障害である場合の標準検査の記録は、個別式知能検査（実施後2年以内のもの）、個別式知能検査が適切でない場合は発達検査のいずれか、及び社会生活能力検査の結果を記入すること。
- ◎ 「教育委員会としての特別支援学級入級に関する総合所見」の欄については、児童生徒の障害の状況が、特別支援学級の障害の種類及び程度に該当していること、また、特別支援学級における教育対応の必要性について、具体的に記入すること。

教室配置図及び内部見取図

学 校 名 立 学校
障害種別

1 教室配置図



- ◎ 特別支援学級の教室を○で囲む、矢印で示すなど分かりやすく表示すること。
- ◎ 学校要覧の校舎配置図等を貼り付ける、あるいは別紙で添付してもよい。

2 教室内部見取図



第2号様式の6（第17条関係）

病院等に教員を派遣して教育を行う
特別支援学級設置に関する意見書

病院等長名

病院等の名称			
所在地	電話		
障害種別		設置しようとする学級	小 中 計 学級

1 病院等と当該特別支援学級の属する学校との連絡や提携

2 病院等の職員と特別支援学級担任教員相互の職務上の関連

3 病院等内に教員を派遣して教育を行う特別支援学級設置に関する病院等長の意見等

第2号様式の7（第17条関係）

個人別の課題と自立活動の指導

学校名 立 学校
児童生徒学年・氏名
作成年月日 年 月 日

1 次年度に特別支援学級在籍を継続するうえでの情緒面の課題について

--

2 自立活動の時間における指導について

指導内容	成果と今後の課題

◎ 「自立活動の時間における指導」については、特別支援学校学習指導要領に示された自立活動の内容の区分、項目に則って記入してください。

年 月 日

高知県教育委員会 様

教育委員会名

年度特別支援学級編制届

うえのことについては、下記のとおり編制しましたので、関係書類を添えてお届けします。

記

No.	学 校 名	障 害 種 別	学 級 数	備 考
合計	校		学級	

◎ 障害種別は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかを記入する。

学 校 名 (病 院 等 名)	学 校 名 (病 院 等 長 名)	特別支援学級入 級 率		障 害 種 別	職 名	氏 名	年 齢	性 別	教 年 数 通 算	職 数 特別支援	特 別 支 援 学 校 状 況 学 免 許	特 別 支 援 学 級 の 授 業 を 担 当 す る 教 員							
		全 校 児 童 生 徒 数	特 別 支 援 学 級 児 童 生 徒 数									担 当 授 業 時 数 特 別 支 援 学 級 を 担 当 す る 時 数	担 当 授 業 時 数 教 科 等 名	担 当 授 業 時 数 通 常 の 学 級 を 担 当 す る 時 数					
立 学 校	()	()	()																

- ① 本校、分室、障害種別ごとに別業とする。特別支援学級児童生徒数も障害種別ごとに記入する。
- ② 病院等名の欄については、病院等内に特別支援学級を設置している場合について記入する。
- ③ 障害種別は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかかを記入する。
- ④ 授業を担当する教員については、特別支援学級担任教員は特別支援学級で課する授業と通常の学級で課する授業に付き添う場合を合わせて記入、特別支援学級担任以外の教員は、特別支援学級で課する教育のみ記入し、氏名に()を付すること。
- ⑤ 特別支援学校免許状の欄については、視覚障害に関する特別支援学校教諭1種免許を所持する場合は「視覚1」のごとく、特別支援教育領域(視覚、聴覚、知的・肢体不自由・病弱)と1種、2種、専修の別を記入する。所持しない場合は「無」と記入する。
- ⑥ 年齢は年度当初とし、教職年数は前年度末までの年数とする。講師の教職年数は0とする。

学 級 別 児 童 生 徒 名 簿

立 校 名
学校名
学級の障害種別

学校

学級の名称	児童生徒に課するすべての授業時数		(週)	時 況	学級担任氏名	特別支援学級 入 級 年 月 日	備 考
	障 害 の 状 況	性 別					
No .	氏 名	年 齢	併せ有する障害	そ の 他 特 記 事 項			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

① 2以上の特別支援学級を編制している場合は、学級の障害種別ごとに別葉とする。

② 低学年から順に記入する。

③ 年齢は年度当初とする。

④ 併せ有する障害は、肢体不自由、病弱・身体虚弱、視覚障害、聴覚障害、言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかを記入する。

⑤ その他特記事項は、必ず記入する必要はなく、併せ有する障害に関する診断名など必要に応じて記入する。(例 未熟児網膜症、感音性難聴、ADHD、アスペルガー症候群など)

年 月 日

高知県教育長 様

教育委員会名
教育長名

特別支援学級担任教員変更届の提出について

うえのことについて、別添のとおり変更がありましたので届書を提出します。

関係学校

※ 第6号様式特別支援学級担任教員変更届を2部添付すること。

年 月 日

高知県教育長 様

学 校 名 立 学校
 学校長名
 障害種別

特別支援学級担任教員変更届

うえのことについて、下記のとおり変更しましたのでお届けします。

記

	職 名	氏 名	担 当 期 間
前担任教員			年 月 日まで
新担任教員			年 月 日から
変 更 の 理 由			
新担任教員の特別 支援学級授業時数 (週あたり)			時間

※ 市町村教育委員会へ3部提出

特別支援学級編制計画書

記入のポイント

第2号様式の2
(教育課程の概要)

第2号様式の3

第2号様式の4

第2号様式の7

第4号様式の1

第4号様式の2

2 教育課程の概要

①教育課程編成の方針

指導の形態として教科等を合わせた指導が効果的な場合に編成されるものである。そのため児童生徒の実態により時数が0となることもある。

② 授業時数等 (週当たりの時数、時間、分)

指導形態 担当区分		各教科等を合わせた指導によるもの			教科等別の指導によるもの										自立活動	総合的な学習の時間	計	
		生活単元学習	作業学習	日常生活の指導	国語	数学	音楽	美術	保健体育	外国語	職業・家庭	道徳	特別活動					
特別支援学級で課する授業	特別支援学級担任が担当	2	6	3	4	3												22
	特別支援学級担任以外の教員が担当									1								1
通常の学級で課する授業	特別支援学級担任が付き添う																2	2
	特別支援学級担任が付き添わない										1	1	2					4

この2つの時数の合計が特別支援学級担任の持ち時間となり、第4号様式1に記入することになる

この時数を担当する教員は、第4号様式の1に()付きで記入する。

この時数を担当する教員については、4号様式の1には記入しない。

※自立活動の時間の指導は担任が担当する。(含む弱視、難聴、肢、病、自・情、言語)

③ 教科用図書に

- ・文部科学省検
- ・学校教育法附

④ 日課表 (年間の標準について、朝礼、掃除、給食等を含めて記入すること。)

時刻 曜												
月												
火												
水												
木												
金												

学校名 ○○立 △△中学校

指導要録に記載する名称

特別支援学級の障害種で、当該障害種以外に、併せ有している障害種名を記載する。

知的障害

学級の名称(含予定) ひまわり学級

No.	学年	氏名	年齢	性別	障害有する障害	状況		特別支援学級入級年月日(含予定)	備考
						障害有する障害	その他特記事項		
1	1	土佐 龍馬	12	男	肢体不自由	二分脊椎		令和2年4月1日	H26.4.1入級 (◇◇小)
2	2	安芸 柚子	13	女				平成31年4月1日	
3									
6									
7									
8									

当該学校での入級年月日

年齢は、編制する年度の4月1日現在とする。

学年は、編制する年度の当初の見込みとする。また、低学年から順に記載する。

進学、転入の場合は、前籍校での入級年月日を記入する。

- ① 2以上の学級を編制しようとする場合は、学級の障害種別ごとに別葉とする。
- ② 低学年から順に記入する。
- ③ 学年、年齢等は編制する年度当初の見込とする。
- ④ 新しく特別支援学級に編制しようとする者、又は過年度の編制計画以後に入級した者については第2号様式の4による児童生徒調査書を添付すること。(※注 設置要項第18条第2項参照)
- ⑤ 併せ有する障害は、肢体不自由、病弱・身体虚弱、視覚障害、聴覚障害、言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかかを記入する。
- ⑥ その他特記事項は、必ず記入する必要はなく、併せ有する障害に関する診断名など必要に応じて記入する。(例 未熟児網膜症、感音性難聴、ADHD、アスペルガー症候群など)

第2号様式の4（第17条、第18条関係）

㊫ 特別支援学級編制対象児童生徒調査書

教育委員会名

学 校 名

学校

作成年月日	年 月 日		作成者 職名・氏名									
児童生徒	氏 名	<p>名前：一部学校に記入してもらった場合でも、教育委員会の作成者の名前を記入する。 職名：研修指導員が記入者の場合は、「教諭（研修指導員）」と記入する。</p>										
	現住所											
※	教育制度		学 校 種 別			小 学 校			中 学 校			
	小中学校ととして、確認が可能な限り過去にさかのぼって記入する。		1	2	3	4	5	6	1	2	3	
	特別支援学級在級学年		✓	✓								
就学猶予、免除の記録						学校教育法施行令 第22条の3 ※ 該当者は○をつける						
障 害 の 種 類	知的障害											
標準検査 の 記 録	種別	名 称	結 果			検査年月日			検査実施機関等			
	知能検査	田中ビネーV	CA5：9 MA3：0 IQ52			R○.○.○			○○ 特別支援学校			
	社会性の 検査	S-M社会生活 能力検査	CA5：9 SA3：6 SQ63 (領域別社会生活年齢) 身辺自立 3：8 移動 3： 4、作業 3：5 コミュニ ケーション 3：10 集団 参加 3：3 自己統制 3： 1			R○.○.○			○○ 特別支援学校			
	検査によって、IQやSQといった全体の指標以外にも詳細を表す指標がある場合にはその指標も記載する。											
障害と関係があるとみられる生育歴、相談歴等	○歳○ヶ月に療育福祉センターにて精神発達遅滞の診断を受けている。											

学 習 の 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2語文～3語文程度の話は理解できるが、集団で活動するときに保育士の指示を聞いて行動に移すことが難しく、加配保育士に促されて行動することが多い。 ・ 人の絵は頭足人で、ハサミで線を意識して切ることはできない。
行動の特徴など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排便の始末は、まだ一人ではできない。 ・ 衣服の表裏、前後、靴の左右の意識がないが、保育士が目印を見せて促せば直すことができる。 ・ 友だちのまねをしながら遊んでいるが、遊びの中で友だちとのやり取りは少ない。順番のルールが分からず、友だちとトラブルになることもある。
特別支援学級入級に対する保護者の意向	知的障害特別支援学級への入級を希望している。
教育支援委員会における審議・判断	知的障害特別支援学級で、本児の発達段階や特性に十分配慮しながら指導を受けることが適切である。
教育委員会としての特別支援学級入級に関する総合所見	<p>※このケースの場合、知的障害特別支援学級での教育的対応について記述する。</p> <p>これまで記載した内容を総合すると、知的障害特別支援学級に入級し、本児の特性に合った指導を行うことが適切であると判断する。</p>

<作成上の留意点>

- ◎ 公的な教育機関（県立特別支援学校、市町村（学校組合）の教育相談機関等）の教育相談の結果に基づき、市町村（学校組合）教育委員会の責任のもと、新たに当該学校の特別支援学級に入級を予定する児童生徒、また、既に特別支援学級に入級していたものが、状況の変化等により異なる障害種別の特別支援学級に入級を予定する児童生徒一人一人について作成すること。
- ◎ 医療機関の診断書等は必要に応じて参考資料として添付してもよい。
- ◎ 特別支援学級在級学年欄には、該当欄にレ印を記入すること。
- ◎ 学校教育法施行令第22条の3の欄には、該当者のみ○印を記入すること。
- ◎ 障害の種類が知的障害である場合の標準検査の記録は、個別式知能検査（実施後2年以内のもの）、個別式知能検査が適切でない場合は発達検査のいずれか、及び社会生活能力検査の結果を記入すること。
- ◎ 「教育委員会としての特別支援学級入級に関する総合所見」の欄については、児童生徒の障害の状況が、特別支援学級の障害の種類及び程度に該当していること、また、特別支援学級における教育対応の必要性について、具体的に記入すること。

個人別の課題と自立活動の指導

学校名 立 学校
 児童生徒学年・氏名
 作成年月日 年 月 日

1 次年度に特別支援学級在籍を継続するうえでの情緒面の課題について

自立活動を継続する中で、少しずつ、自己中心的な言動が減少し、自分の気持ちをコントロールできるようになってきたが、他人の気持ちを理解することが苦手で、思ったことがそのまま言葉として出てしまうため、友達とのトラブルがみられる。そのたびに、絵で表すなど視覚的に状況を説明し、どうすることが大切かを考える時間を設定している。

また、トラブルを未然に防ぐためにソーシャルスキルトレーニングを行い、友達が言われて嬉しい言葉と嫌がる言葉を状況に応じて指導したり、場面や相手に応じた言葉遣いをしたりする練習を続けているが、まだ十分に習得できていない。

集団行動が苦手で、学校行事の参加等にも課題が残っている。情緒が不安定な時ほど、ふとしたきっかけで感情のコントロールが難しくなり、衝動的に暴言や危険な行動をとることがある。

2 自立活動の時間における指導について

指導内容	成果と今後の課題
<p>自分の心理状態について、「気持ちの温度計」を活用し、怒りや悲しみ、不安などの気持ちに気付くようにした。【心理的な安定】</p> <p>その場の雰囲気によめず、勝手にしゃべったり、行動したりすることが多いので、絵に描き表したり、短文を書いてその場の状況を教えたり、望ましい行動のモデルを示したりしながら状況把握できるよう指導してきた。【人間関係の形成】</p> <p>友達や教員とうまくコミュニケーションがとれないことがあるため、言葉カードや絵カードを使って言葉の使い方を指導した。【コミュニケーション】</p>	<p>[成果]</p> <p>カードを使った指導や、絵で視覚的に表すことなどの指導を続けてきたことにより、その場の状況を理解できることが増えてきた。</p> <p>[課題]</p> <p>自分の思いをうまく表現できない時に、まだ他人に対して攻撃的になることがある。場に応じた適切な言葉の使用や行動が不十分であり、円滑な対人関係づくりのため支援が必要である。また、言動などを拒否、否定されると、激しく腹を立てて乱暴な言葉を発するようになるので、ソーシャルスキル面の向上と、感情のコントロール等自己調整力の育成が必要である。</p>

◎ 「自立活動の時間における指導」については、特別支援学校学習指導要領に示された自立活動の内容の区分、項目に則って記入してください。

編制計画書(第2号様式の2)で提出した授業時数から、著しい変更がある場合は説明を求めることがあります。

全障害種を合算する。

当初の本務者氏名を記載する。

講師の教職年数は0とします。

障害種別の人数を記入する。

()書きで、特別支援学級で課する授業のみについて記入する。

特別支援学校免許状を有している場合は、特別支援教育領域と1種、2種、専修の別を記入する。従前の直学校教諭免許を有している場合は視覚、聾学校教諭免許を有している場合は聴覚、養護学校教諭免許状を有している場合は知的・肢体不自由・病弱を有しているとみなして記載する。

学級担任は当該学級に在籍する最上級学年児童生徒の週当たりの総授業時数に対し、半数以上の授業時数について特別支援学級を担うことが必要です。ただし、当該学級に複数の児童生徒が在籍している場合には、この欄に記入される授業時数について半数を下回る場合も考えられます。

学(病院等名)	学(病院等長名)	特別支援学級		職年	特別支援	特別支援学免	特別支援校状	教科等名	業時数				
		入級率	児童生徒数										
〇〇立△△中学校	()	高知太郎	特別支援学級児童生徒数	全校児童生徒数	性	年齢	氏名	職年	特別支援	特別支援学免	特別支援校状	教科等名	業時数
			b	a	女	37	□□〇子	13	5	知肢病1	無	日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、国語、数学、道徳、特活、総合的な学習の時間	20
〇〇立△△中学校	()	()	特別支援学級児童生徒数	全校児童生徒数	性	年齢	氏名	職年	特別支援	特別支援学免	特別支援校状	教科等名	業時数
			b	a	女	32	(〇〇子)	0	0	無	生活単元学習、作業学習	12	12
〇〇立△△中学校	()	()	特別支援学級児童生徒数	全校児童生徒数	性	年齢	氏名	職年	特別支援	特別支援学免	特別支援校状	教科等名	業時数
			b	a	男	48	(◇◇男)	0	0	無	学習、保健	12	12

- ① 本校、分室、障害種別ごとに別業とする。特別支援学級児童生徒
- ② 病院等名の欄については、病院等内に特別支援学級を設置して
- ③ 障害種別は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、
- ④ 授業を担当する教員については、特別支援学級で課する授業のみ記入し、氏名に()をつけて記入する。特別支援学級担任以外の教員は、特別支援学級で課する授業の領域を定めた特別支援学校教諭1種免許を所持する場合は「視覚1」のごとく、特別支援教育領域(視覚、聴覚、知的・肢体不自由・病弱)と1種、2種、専修の別を記入する。所持しない場合は「無」と記入する。
- ⑥ 年齢は年度当初とし、教職年数は前年度末までの年数とする。講師の教職年数は0とする。

学校名 ○○立 △△中学校
 学級の障害種別 知的障害

指導要録に記載する名称

学級の名称		ひまわり学級		児童生徒に課するすべての授業時数		(週)		29時		学級担任氏名		印	
No.	学年	氏名	年齢	性別	障害	併せ有する障害	状況	その他特記事項					
1	1	土佐 龍馬	12	男	肢体不自由		二分脊椎		令和2年4月1日				
2	2	安芸 柚子	13	女					4月1日				
3													

当該学校での入級年月日

H26.4.1入級
(◇◇小)

特別支援学級の障害種以外で、併せ有する障害に
関する診断名はこちらに
記載する。

特別支援学級の障害種
で、当該障害種以外に、併
せ有している障害種名の
み記載する。

年齢は、編制する年
度の4月1日現在
とする。

学年は、編制する年度当
初の見込みとする。ま
た、**低学年から順に記載**
する。

進学、転入の場合は、前
籍校での入級年月日を
記入する。

① 2以上の特別支援学級を編制している場合は、学級の障害種別ごとに別葉とする。

② 低学年から順に記入する。

③ 年齢は年度当初とする。

④ 併せ有する障害は、肢体不自由、病弱・身体虚弱、視覚障害、聴覚障害、言語障害、自閉症・情緒障害のいずれかを記入する。

⑤ その他特記事項は、必ず記入する必要はなく、併せ有する障害に関する診断名など必要に応じて記入する。(例 未熟児網膜症、感音性難聴、ADHD、アスペルガー症候群など)

参考

小・中・義務教育学校が実施する通級による指導について

通級による指導は、障害に応じた特別な指導が必要とする児童生徒に対し、通常の学級に在籍したまま、特別の教育課程を編成し行います。通常の学級に加えて学級設置が必要となる特別支援学級とは異なり、実施にあたり事前に県教育委員会への実施計画等の書類の提出は必要ありません。（ただし、県内における実施状況を把握するため、県教育委員会では実施している市町村に年度当初の実施状況に関する情報提供をお願いしています。）

通級による指導を行うかどうかの判断は、当該児童生徒について特別の教育課程を編成するかどうかの判断であることから在籍校の校長が行うことになります。

判断を行うに当たっては、特別支援学校への入学や特別支援学級への入級と同様に、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、「障害のある子供の教育支援の手引」に示された通級による指導の対象となるかどうか、総合的な見地から判断することが必要です。また、障害のある児童生徒の教育については、専門的な調査検討が求められることから、教育委員会が設置する教育支援委員会の意見等も十分に考慮する必要があります。加えて、どこの学校で通級による指導を実施するか、当該学校までの通学に要する時間はどの程度かなどを総合的に考慮することも必要になることから、設置者である教育委員会とも十分に連携を図ることが重要になります。

通級による指導を終了する際の判断についても、教育委員会やその設置する教育支援委員会等と十分に連携し、児童生徒の在籍校の校長が行うことになります。また、他校通級の場合には、その判断に当たって、通級による指導を行っている学校の校長の意見を踏まえることも、その判断の適性を期するために必要となります。

参考：『障害に応じた通級による指導の手引●解説とQ&A●』（文部科学省）

特別支援教育課
マスコットキャラ
「ユニバーさる」

